

(会計年度任用職員) 世田谷区発達支援コーディネーター (発達障害支援相談員) の募集要領

## 1. 採用職種

(会計年度任用職員) 発達支援コーディネーター

※発達障害相談・療育センター「げんき」職員の募集ではありません。

## 2. 主な職務

### (1) 発達障害児(者)の専門相談

家庭での接し方や、幼稚園・保育園・学校・就労先など集団場面での心配・悩みなどについて、ライフステージを通して相談を受けます。必要に応じて、療育機関・医療機関・余暇活動・就労支援施設などの情報提供を行います。

### (2) 発達障害児(者)の支援機関(保育園や療育機関、医療機関等)との連携

各支援機関が情報共有、役割分担して発達障害児(者)をサポートするようコーディネートを行います。また、就学、進学、就労時などライフステージの移行期において、積み重ねてきた支援の成果が途切れないよう、保護者や各支援機関と連携して情報の引継ぎを行います。

### (3) 発達の気になる幼児及びその保護者を対象とした子育てグループへの参加

他部署が事務局となる子育てグループに年数回程度参加し、子どもの発達やかかわり方に不安や心配がある保護者に対して、親子の交流を促し、かかわり方のアドバイスを行います。

### (4) その他

相談対応に関する協議を目的としたケースカンファレンスや関係支援機関との連絡会を行います。

## 3. 応募資格

以下の要件をすべて満たす者

(1) 発達支援コーディネーターの職務を遂行するために、発達障害者(児)等に対する支援について相当の経験及び知識を有すると認められる者

(2) 臨床心理士、臨床発達心理士、又は公認心理師の資格を有する者

(3) 対人折衝能力に長けており、健康で職務に意欲のある者

※地方公務員法第16条等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

## 4. 募集人数

1名

## 5. 勤務条件

### (1) 勤務場所

砧総合支所保健福祉センター保健福祉課

所在地：世田谷区成城6-2-1

(2) 任用期間等 採用日から令和9年3月31日まで

※採用日は、応募締切後の2ヶ月後の初日からを予定。

(例) 3月15日締切の場合、5月1日から採用・勤務開始(予定)

※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用をする制度があります。

(3) 勤務日数 月16日

(4) 勤務時間・休憩時間

・1日7時間勤務

・午前9時00分から午後5時00分まで(うち休憩時間1時間あり)

※原則超過勤務はありませんが、公務のために緊急の必要がある場合、所定の勤務時間以外に超過勤務をお願いすることがあります。

(5) 報酬、期末、勤勉手当

・報酬月額 286,046円(地域手当相当分含む。)

・期末、勤勉手当 一定の要件を満たす場合、期末、勤勉手当を支給します。

参考: 1,017,251円(4.1~翌3.31まで勤務した場合)

※ 交通費別途支給

(6) 加入保険等

健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険の適用となります。

(7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。

(8) 休日 原則として、土曜日・日曜日・祝日。

(9) 休暇 年次有給休暇その他、条例等に規定する休暇等の制度があります。

(10) 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員(会計年度任用職員)

(11) その他 地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。

勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

## 6. 申込方法

(1) 提出書類: ①採用選考申込書兼履歴書

②資格者証(写し)

③論文

※世田谷区では、乳幼児期から成人期に至るまで全てのライフステージを通して継続的な支援が必要であると考えています。そこで、「あなたが考える『ライフステージを通じた支援』とは」を課題に800字以上1,200字以内で述べてください。

④世田谷区における勤務経歴等確認票

(2) 申込期間: 毎月15日午後5時(必着)

※15日が土日祝日の場合は、その直前の平日をもって申込期間とする。

※採用に至った時点で募集を終了する。

(3) 申込方法: 申込期間内に提出書類を郵送又は持参により提出すること(必着)。

(4) 受付時間: 土日祝を除く、午前8時30分~午後5時に、下記問合せ先に提出すること。

- ※採用選考申込書兼履歴書は全て自筆で記入すること。論文は自筆・ワードいずれでも可。
- ※提出書類に写真漏れ、記入漏れ、事実相違があった場合は不合格とする。
- ※提出された書類の返還は行わない。

## 7. 選考方法及び日程

### (1) 第一次選考

方 法：書類選考（申込書兼履歴書、論文（800 字以上 1,200 字以内。課題：「あなたが考える『ライフステージを通じた支援』とは」）をもとに選考する。）

結果通知：各月の申込期間締切後 1～3 日後に発送する（予定）。

### (2) 第二次選考

方 法：面接選考

※会場、集合時間等は第一次選考合格者に別途通知する。

※日時は概ね各月の申込期間締め切り後 2 週間前後を予定。

※第一次選考、第二次選考ともに選考結果に関する問合せには一切回答しない。

## 8. 問合せ先

世田谷区 障害福祉部 障害保健福祉課 発達障害支援担当

電話 03-5432-2227、ファクシミリ 03-5432-3021

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

（世田谷区役所第 2 庁舎 3 階 33 番窓口）

### 【地方公務員法第 16 条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。